

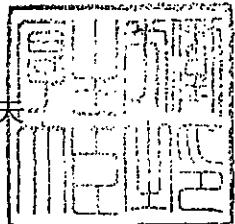
厚生労働省発職0325第3号

平成23年3月25日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会  
の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱 (抄)

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇六 (略)

七 育児・介護雇用安定等助成金制度の改正

(一) 育児・介護雇用安定等助成金のうち、育児休業制度等職業生活と家庭生活との両立を支援する制度を利用しやすい職場環境の整備等に取り組む事業主に対する助成について、廃止すること。

(二) 中小企業子育て支援助成金の助成額について、育児休業取得者が最初に生じた場合は七十万円、二番目から五番目までに生じた場合は五十万円に引き下げるものとすること。また、平成二十三年九月三十日までに育児休業を終了した者までを対象とする措置とすること。

(三) 育児・介護雇用安定等助成金を再編して、両立支援助成金及び中小企業両立支援助成金を創設し、

両立支援助成金として子育て期短時間勤務支援助成金及び事業所内保育施設設置・運営等支援助成金をそれぞれ(四)及び(五)のとおり支給し、中小企業両立支援助成金として(六)のとおり支給するものとすること。なお、育児・介護雇用安定等助成金のうち、子の養育又は介護に係るサービスを利用する際の

費用の負担を軽減する事業主に対する助成については、廃止すること。

(四) 子育て期短時間勤務支援助成金として、短時間勤務の制度を設け、当該制度を利用した被保険者が最初に生じた事業主に対して七十万円等を支給するものとすること。

(五) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金として、小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ就業することを容易にするため、事業所内保育施設を設置又は整備する事業主又は事業主団体に対し、保育施設の設置又は整備等に要した費用の二分の一等を支給するものとすること。

(六) 中小企業両立支援助成金として、次のイからハまでに掲げる助成を行うものとすること。また、中小企業両立支援助成金の対象事業主に対して、併せて中小企業子育て支援助成金を支給するものとすること。

イ 育児休業を取得する被保険者が育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、当該被保険者の業務を処理するために必要な労働者を雇い入れ、育児休業終了後に、当該被保険者を原職等に復帰させた事業主（常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主であつて、一般事業主行動計画の策定等を行つてゐる事業主に限る。ハにおいて同じ）に対し、支給対象労働者

一人あたり十五万円を支給する助成

ロ その雇用する被保険者が六箇月以上の育児休業をし、育児休業後に原職等に復帰させ、一年以上継続して雇用した事業主であつて、育児休業制度等職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、その雇用する被保険者に対し研修等を実施する事業主（常時雇用する労働者の数が百人以下の事業主であつて、一般事業主行動計画の策定等を行つている事業主に限る。）に対し、育児休業取得者が最初に生じた場合に四十万円、二番目から五番目までに生じた場合に十五万円を支給する助成

ハ 育児休業又は介護休業を取得した労働者の職場復帰を円滑にするための能力の開発及び向上に関する措置を実施した事業主又は事業主団体に対し、措置の内容に応じて支給対象者一人あたり二十一万円を上限として支給する助成

(七)

(略)

八 (略)

九 短時間労働者均衡待遇推進等助成金制度の改正

短時間労働者均衡待遇推進等助成金を均衡待遇・正社員化推進奨励金とし、短時間労働者又は有期契約労働者について、その能力又は職務の内容等に応じた待遇についての通常の労働者と同一の制度の整備、通常の労働者への転換に関する制度の整備その他の通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図るための措置を実施する事業主に対して支給するものとすること。

## 十五（略）

### 第二 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

短時間労働者均衡待遇推進等助成金を均衡待遇・正社員化推進奨励金とし、有期契約労働者に対して医師又は歯科医師による健康診断を実施する事業主を支給対象として追加すること。

### 第三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

育児・介護雇用安定等助成金（短時間勤務制度の実施についての助成に係るものに限る。）のうち、常時百人以下の労働者を雇用する事業主に対する支給額について、子育て期に短時間勤務の制度を利用した被保険者が最初に生じた場合は七十万円、二番目から五番目までに生じた場合には五十万円に引き下げるものとすること。

#### 第四 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正

短時間労働者均衡待遇推進等助成金を均衡待遇・正社員化推進奨励金とし、次のとおり支給するものとすること。

一 通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図るための措置として次のいずれかに該当する措置を実施する事業主に対して支給すること。

(一) 短時間労働者又は有期契約労働者（以下「短時間労働者等」という。）の能力又は職務の内容等に応じた待遇について通常の労働者と同一の制度を整備していること。

(二) 短時間労働者等の通常の労働者への転換に関する制度を整備していること。

(三) 短時間正社員に関する制度を整備していること。

(四) 短時間労働者等に対し、通常の労働者との均衡を考慮した教育訓練を実施するための制度を整備していること。

(五) 短時間労働者等に対し、医師又は歯科医師による健康診断を実施するための制度を整備していること。

二 均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給額は、次のとおりとすること。

- (一) 一一の措置を実施する場合は五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）
- (二) (一)の措置を実施し、当該措置による制度の適用を受けた労働者が最初に生じた場合は三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）、二番目から十番目までに生じた場合は一人につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）（当該措置による制度の適用を受けた労働者が二番目から十番目に生じた場合であつて、当該労働者が母子家庭の母等である場合は、一人につき二十五万円（中小企業事業主にあつては、三十万円））
- (三) (二)の措置を実施し、当該措置による制度の適用を受けた労働者が最初に生じた場合は三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、四十万円）、二番目から十番目までに生じた場合は一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円）（当該措置による制度の適用を受けた労働者が二番目から十番目に生じた場合であつて、当該労働者が母子家庭の母等である場合は、一人につき二十五万円（中小企業事業主にあつては、三十万円））

(四) 一(四)又は(五)の措置を実施し、当該措置による制度の適用を受けた労働者が生じた場合は三十万円（

中小企業事業主の場合は四十万円）

## 第五 (略)

## 第六 その他

一 この省令は、平成二十三年四月一日から施行するものとすること。ただし、第一の六<sup>(二)</sup>については平成二十三年六月一日から、第一の一及び五については平成二十三年七月一日から、第一の七<sup>(三)</sup>から六<sup>(ま</sup>でについては平成二十三年九月一日から施行するものとすること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。